

一般社団法人富山県ソフトボール協会

## 倫理・コンプライアンス規程違反に関する通報及び相談窓口設置に関する規程

(目的)

第1条 当規程は、一般社団法人富山県ソフトボール協会(以下、「当法人」という)の組織運営及び事業推進において、すべての関係者の倫理・コンプライアンス規程に基づく違反行為に関する通報及び相談窓口(以下、「通報及び相談窓口」という)を設置し、その受付と対応について定める。

(通報及び相談窓口)

第2条 通報及び相談窓口は倫理・コンプライアンス委員会の下に置き、当法人総務委員長が担当する。

<連絡先>

E-mail        moriyo@softball-toyama.jp  
総務委員長   森井葉子

(対象となる行為)

第3条 通報及び相談窓口で受け付ける内容は、当法人の倫理・コンプライアンス規程第2条に定める会員、評議員、役員、委員会委員及び職員並びに公益財団法人日本スポーツ協会及び公益財団法人日本ソフトボール協会の諸制度に基づき登録等を行っている者の倫理・コンプライアンス規程違反行為とする。ただし、個人的な誹謗中傷や不平不満等は取り扱わない。

(受付方法)

第4条 通報及び相談は、電子メールによって行う。

(手続)

第5条 受け付けられた通報及び相談は、次の手続きにより処理される。

- (1) 通報及び相談を受けた窓口は、速やかに内容を確認し、倫理・コンプライアンス委員長及び理事長へ報告をする。
- (2) 倫理・コンプライアンス委員長は、報告を受けた内容について、その対応に最も適切と思われる委員会又は加盟支部等に依頼し、調査及び事実確認をする。
- (3) 事案の対応を依頼された委員会又は加盟支部等は、確認した内容を倫理・コンプライアンス委員長へ報告する。
- (4) 倫理・コンプライアンス委員長は倫理・コンプライアンス委員会を開催し、報告内容に基づき倫理規程違反の有無を判定する。
- (5) 倫理・コンプライアンス委員会は、報告された内容に倫理規程違反が認められた場合、処分規程等に基づく処分を検討し、問題の解決と再発防止を図る。

2 連絡先の確保ができないことにより十分な資料や証拠の提供が得られない場合や関係当事者からの聴き取りが行えない場合等、調査及び事実確認に支障がある場合には、前項に定める手続きを行わない。

(保護方針)

第6条 通報及び相談窓口の担当者は、正当な理由なく通報及び相談に関わる情報を開示してはならない。また、通報及び相談を行ったことを理由として、通報者及び相談者に不利益となる取り扱いをしてはならない。

(改廃)

第7条 当規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

当規程は、令和7年1月25日から施行する。